

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号） （抄）

（安全阻害行為等の禁止等）

第七十三条の三 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為（以下「安全阻害行為等」という。）をしてはならない。

第七十三条の四 機長は、航空機内にある者が、離陸のため当該航空機のすべての乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちいずれかが開かれる時まで、安全阻害行為等をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由があるときは、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために必要な限度で、その者に対し拘束その他安全阻害行為等を抑止するための措置（第五項の規定による命令を除く。）をとり、又はその者を降機させることができる。

2 （略）

3 航空機内にある者は、機長の要請又は承認に基づき、機長が第一項の措置をとることに對し必要な援助を行うことができる。

4 機長は、航空機を着陸させる場合において、第一項の規定に基づき拘束している者があるとき、又は同項の規定に基づき降機させようとする者があるときは、できる限り着陸前に、拘束又は降機の理由を示してその旨を着陸地の最寄りの航空交通管制機関に連絡しなければならない。

5 機長は、航空機内にある者が、安全阻害行為等のうち、乗降口又は非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為、便所において喫煙する行為、航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為その他の行為であつて、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために特に禁止すべき行為として国土交通省令で定めるものをしたときは、その者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該行為を反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができる。

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～五の二 （略）

五の三 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

六～十 （略）

（両罰規定）

第百五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百四十三条、第百四十四条から第百四十八条の二まで、第百五十条及び第百五十五条から前条までの違反行為をした

ときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成一五年七月一八日法律第一二三号）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法（以下「新法」という。）第七十三条の四第五項の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○航空法施行規則（抄）

（安全阻害行為等の禁止）

第百六十四条の十五 法第七十三条の四第五項 の国土交通省令で定める安全阻害行為等は、次に掲げるものとする。

- 一 乗降口又は非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為
- 二 便所において喫煙する行為
- 三 航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為であつて、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 四 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがある携帯電話その他の電子機器であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく作動させる行為
- 五 離着陸時その他機長が安全バンドの装着を指示した場合において、安全バンドを正当な理由なく装着しない行為
- 六 離着陸時において、座席の背当、テーブル、又はフットレストを正当な理由なく所定の位置に戻さない行為
- 七 手荷物を通路その他非常時における脱出の妨げとなるおそれがある場所に正当な理由なく置く行為
- 八 非常用の装置又は器具であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく操作し、若しくは移動させ、又はその機能を損なう行為

第百六十四条の十六 機長は、法第七十三条の四第五項の規定により命令をするときは、同項に規定する安全阻害行為等をした者に対し、次の事項を記載した命令書を交付しなければならない。

- 一 当該行為者が行つた安全阻害行為等の内容
- 二 当該行為を反復し、又は継続してはならない旨

航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示

平成15年国土交通省告示1346号
 一部改正 平成16年国土交通省告示第1128号
 一部改正 平成19年国土交通省告示第1120号

(航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器)

第一条 航空法施行規則(以下「規則」という。)第百六十四条の十五第四号の告示で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる物件とする。(下線部:今回追加)

<p>常時作動させてはならない電子機器</p>	<p>次に掲げる物件であって、作動時に電波を発射する状態にあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 携帯電話 二 PHS 三 トランシーバー 四 無線操縦玩具 五 ヘッドホン(無線式のものに限る。) 六 イヤホン(無線式のものに限る。) 七 マイク(無線式のものに限る。) 八 ICタグ(電池式のものに限る。) 九 パーソナルコンピュータ(無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。) 十 携帯情報端末(無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。) 十一 <u>パーソナルコンピュータと無線通信を行う機能を有する物件</u> 十二 <u>電子ゲーム機(無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。)</u> 十三 前各号及び次項物件の欄第一号から第三号までに掲げる物件以外の物件であって、電子機器と無線通信を行う機能を有するもの
<p>離着陸時のみ作動させてはならない電子機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 作動時に電波を発射する状態にあるパーソナルコンピュータ(無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。) 二 作動時に電波を発射する状態にある携帯情報端末(無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。) 三 作動時に電波を発射する状態にある電子ゲーム機(無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。) 四 前項物件の欄各号に掲げる物件であって、作動時に電波を発射しない状態にあるもの 五 テレビ受像機 六 ラジオ 七 ポケットベル 八 GPS受信機 九 ビデオカメラ 十 ビデオプレーヤー 十一 DVDプレーヤー 十二 デジタルカメラ 十三 デジタルオーディオ機器 十四 <u>ヘッドホン(無線式以外のものであって電池式のものに限る。)</u> 十五 <u>イヤホン(無線式以外のものであって電池式のものに限る。)</u> 十六 ワードプロセッサ 十七 電子手帳 十八 電子辞書 十九 プリンター 二十 充電器 二十一 <u>愛玩用玩具(音声又は接触に感応してスピーカー及びモーターが作動するものに限る。)</u> <p>※削除される電子機器 カセットプレーヤー、電卓、電気カミソリ</p>

(非常用の装置又は器具)

第二条 規則第百六十四条の十五第八号の告示で定めるものは、次に掲げる物件とする。

- 一 規則第百五十条に定める救急用具
- 二 消火器
- 三 非常用警報装置
- 四 煙感知器
- 五 携帯用酸素ボトル
- 六 酸素マスク
- 七 機内放送装置
- 八 スモークフード